

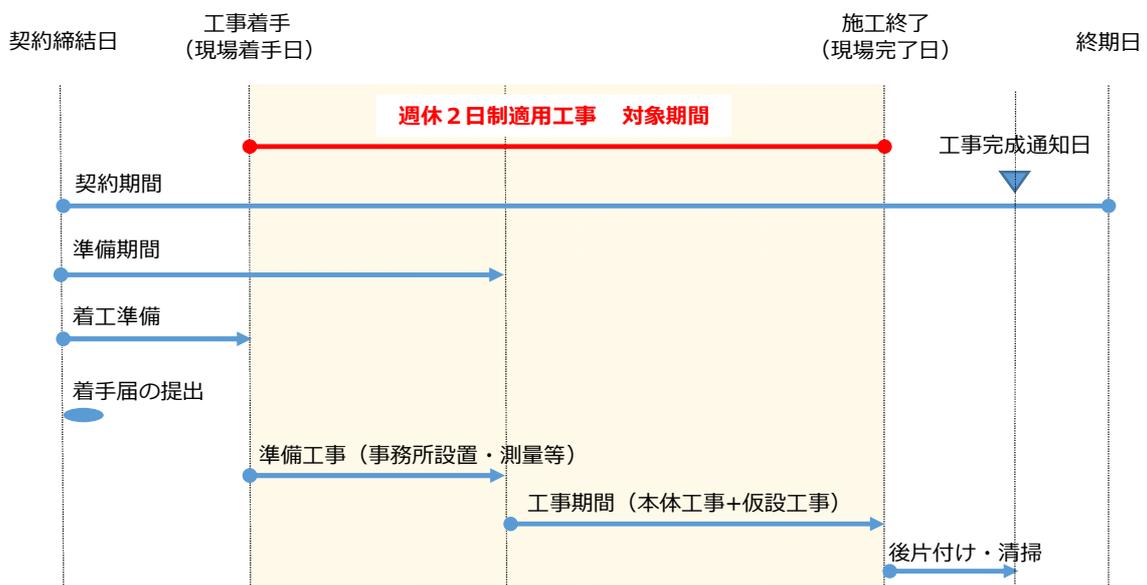
「さいたま市週休2日制適用工事」Q&A

(1)「さいたま市週休2日制適用工事」(以下、週休2日工事という)について

Q1-1)「週休2日工事」における用語の定義を教えてください。

A1-1)用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義
月単位の週休2日	対象期間において、全ての月で4週8休以上(現場閉所率28.5%以上)の現場閉所を行ったと認められる状態 ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとする
通期の週休2日	対象期間において、4週8休以上(現場閉所率が28.5%以上)の現場閉所を行ったと認められる状態
対象期間	現場着手日から現場完了日までの期間(下図参照)
現場閉所	巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含める
工事着手(現場着手日)	実際の工事のための準備工事又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手する日(着手届の提出日とは異なる)
準備期間	準備に要する期間
着工準備	契約締結日から工事着手の間の期間
準備工事	本体工事の前に実施する、現場事務所等の設置または測量等の作業に要する期間
本体工事	設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事
施工終了(現場完了日)	後片付けや清掃を除いた作業が完了した日
適用除外	発注者が、発注時において適用を除外したもの



Q1-2) なぜ建設業を週休2日としなければならないのですか。

A1-2) 建設業では、他産業と比較して年間総実労働時間、年間出勤日数ともに多い状況で、いまだに多数の企業において4週4休以下で就業している状況です。今後、日本全体の生産人口の減少に伴い建設業の担い手は大量離職が見込まれており、いわゆる3K（汚い・キツイ・危険）との認識が拭い切れない中で若年就業者が少なく、その持続可能性が危ぶまれている状況です。

さらに昨今、建設業は、今後想定される大規模災害やインフラの維持管理を担う重要な産業であると再認識されており、また、安全・安心な暮らしを守るために欠くことのできない重要な産業であることから、建設業をより魅力ある産業とし、今後も安定した社会基盤の守り手として成長し続けるため、働き方改革の一環として、週休2日の取組みを推進しています。

Q1-3) 公告前に週休2日工事の適用除外となる場合は、どのような場合ですか。

A1-3) 公告前に週休2日工事の適用除外となる場合は、以下のとおりです。

- ①対象期間（現場着手日から現場完了日）が1週間未満の工事
- ②単価請負契約工事など、緊急対応が求められる工事
- ③工事所管課（所・室）の判断で適用除外とする工事

なお、公告段階で週休2日工事の対象としていない工事について、契約後にこれを適用することはできません。また、工場製作期間を除く対象期間が1週間に満たない場合は、週休2日工事の適用除外となります。工事所管課（所・室）の判断で適用除外とする工事の例としては、「非出水期工事等、工期に制限がある」「関連工事の影響で、工程に余裕がない」等が挙げられます。

Q1-4) 週休2日（4週8休）を達成するために、工期延期は認められますか。

A1-4) 本市発注工事は、施工に必要な実日数のほか、準備期間や不稼働日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇、降雨(雪)日、猛暑日）、後片付け期間を考慮した工期設定を行っているため、4週8休を確保することは工期延期の理由とはならず、認められません。

Q1-5) 計画的に週休2日に取り組んできましたが、工事の最終週が7日に満たず、週休予定日前に現場が完了してしまうため、最終週を入れて現場閉所率を算出すると通期の週休2日（4週8休）が達成できません。この場合は、減額変更となってしまうのでしょうか。

A1-5) 通期の週休2日の達成状況を確認する場合は、工事着手日を考慮し、7日に満たない最終週は集計対象から除いて確認することができます。なお、7日に満たない最終週を集計対象とすることで通期の週休2日を達成できる場合は対象としてください。

Q1-6) 工事の最終週が7日に満たない場合は、計画書の記載は不要でしょうか。

A1-6) 7日に満たない最終週についても計画・実績報告書の提出は必要ですが、最終週はA1-5) のとおり集計計算からは除くことができます。

Q1-7) 月単位の週休2日を達成していますが、通期の週休2日が達成できませんでした。この場合の経費の補正はどうなるのでしょうか。

A1-7) 月単位の週休2日の補正係数は、通期の週休2日の達成が前提であるため、月単位の週休2日が達成していても、通期の週休2日が達成できない場合は、補正なしとなります。

Q1-8) 週休2日が達成できなかった場合のペナルティはありますか。

A1-8) 週休2日の対象工事は、当初設計において、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているため、達成状況に応じて、補正係数を除した変更(減額)を行います。

なお、週休2日を達成できなかったことによる工事成績評定の減点ははありません。

Q1-9) 週休2日工事の実施証明書を発行してほしいのですが。

A1-9) 完成検査が終了した後、受注者は「(様式2) 実施証明書申請書」で実施証明書を申請することができます。発注者は、受注者からの請求があった場合、速やかに「(様式3) 実施証明書」を発行してください。

(2) 休日の取得方法について

Q2-1) 休日確保は、土日でないといけないのでしょうか。

A2-1) 建設業の週休2日制の導入にあたり他産業と同様、土日を休日とすることが理想ですが、土日に取得することが難しい場合には、月単位で週休2日が達成できるよう、休日を設定してください。

Q2-2) 降雨、降雪等により、予定外に休日を取得することとなった場合は、休日の取得実績として考えてよいのでしょうか。

A2-2) 休日の取得実績として問題ありません。なお、当日朝の天候や現場の状況により現場閉所を判断する場合は、迅速な判断を行うとともに、作業員等との確実な連絡体制の構築に努めてください。

Q2-3) 休日取得予定日に地元対応や自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要はあるのでしょうか。

A2-3) 振替休日を取得してください。なお、振替休日については、月単位の週休2日が達成できるよう、設定してください。ただし、受注者の責によらない場合は発注者と協議の上、対象外とすることができます。

Q2-4) 工事後半等にまとめて休日を取得し、現場閉所率を確保してもよいですか。

A2-4) 建設業における週休2日制の定着を目的としておりますので、毎週の週休2日を確保していただくことが望ましいです。通期の週休2日については、現場閉所率が28.5%を確保できていれば達成となりますが、工事期間中は、休日取得の平準化に努めてください。なお、通期の週休2日を達成するために、意図的に遅延を行った場合は達成とならない場合があります。

Q2-5) ゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始休暇の考え方について教えてください。

A2-5) 夏季休暇(3日間)および年末年始休暇(6日間)は、週休2日工事の対象期間外とし、それぞれの日数を超えた日数については、閉所日として取り扱ってください。なお、ゴールデンウィークなどのその他の休暇については、閉所日として取り扱ってください。

Q2-6) 仮復旧期間など現場で作業を行わない期間も、休日取得としてよいですか。

A2-6) 仮復旧期間や試掘後に本体工事に着手するまでの期間など、一時的に工事を休止する期間が発生する場合は、週休2日工事の対象期間外として取り扱ってください。